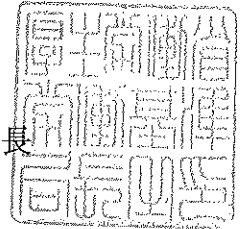




基 発 1 1 2 4 第 2 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日

社団法人 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



東日本大震災の復旧工事において使用する
呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

東日本大震災の復旧工事における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスク（以下「検定合格防じんマスク」という。）の生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていました。

このため、労働者が有効な呼吸用保護具を着用しないまま、がれき処理等の復旧工事において石綿にばく露することがないように、平成 23 年 4 月 11 日付け基発 0411 第 1 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」（以下「呼吸用保護具の特例通達」という。）によりお示したように、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（以下「未検定マスク」という。）については検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な一部地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 44 条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところです。

今般、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成 24 年 3 月 31 日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することといたしました。

ついては、平成 24 年 4 月 1 日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう、貴会会員に対する周知について御協力をお願いいたします。

(参考)

機械等検定規則 (昭.47.労働省令第45号)

様式第11号(3)(甲)
(第14条関係)(労働衛生保護具用型式検定合格標準)
(防じんマスク及び防毒マスクの面体用)

国 (年) 検	
型式検定合格番号	
(品名)	(種類)

【備考】

- この型式検定合格標準は、金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字、線及び線を白色で明りように表示し、防じんマスク又は防毒マスクの面体に付すものとする。
- 「国(年)検」の欄中(年)は、型式検定に合格した年(有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年)を、例えば(平12)のごとく表示すること。
- 「品名及び種類」は、次によること。
 - 防じんマスク
品名は、DRと表示し、種類は、取替え式のもののうち直筒式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、使い捨て式のもののあつては「捨」と、また、その性能により、RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2又はDL3と表示すること。ただし、使い捨て式のもののあつては、この型式検定合格標準と同一の形式で直接面体に明りよな表示をすることによりちよう付に代えることができる。
 - 防毒マスク
品名は、GMと表示し、種類は、直筒式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、直筒式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能によりS1、S2、S3、L1、L2又はL3と表示すること。

様式第11号(3)(乙)(第14条関係)

(労働衛生保護具用型式検定合格標準(防じんマスクのろ過材及び防毒マスクの吸収剤(ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収剤及びろ過材)用))

L	
国 (年) 検	
種	類
型式検定合格番号	

【備考】

- この型式検定合格標準は、これを印刷した紙のちよう付又は明りよな直接表示により、防じんマスクのろ過材又は防毒マスクの吸収剤(防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収剤及びろ過材)に付すものとする。
- この型式検定合格標準は、正方形とし、次に示す寸法のいずれかによること。ただし、ちよう付すべき紙に印刷する場合にあつては、一の型式検定合格標準についてイの寸法とし、複数の型式検定合格標準を同一の紙に印刷することができること。

L	l
イ 12ミリメートル	10ミリメートル
ロ 24ミリメートル	20ミリメートル
ハ 36ミリメートル	30ミリメートル
- 「国(年)検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号(3)(甲)の備考2及び3の例によること。